

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可		
根拠法令及び条項	化製場等に関する法律 第3条第1項 蓮田市化製場等に関する法律施行細則 第2条		
審査基準	<input type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第1号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）  <b>【参考】</b> 化製場等に関する法律（昭和23年7月12日号外法律第140号） （化製場等の設置の許可又は変更の届出） 第三条 化製場又は死亡獣畜取扱場を設けようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により設けた化製場又は死亡獣畜取扱場について、構造設備その他都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。第九条第四項において同じ。）の条例で定める事項を変更しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。  蓮田市化製場等に関する法律施行細則（平成16年3月31日規則第9号） （化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可申請） 第2条 法第3条第1項の規定により化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可を受けようとする者は、様式第2号の化製場（死亡獣畜取扱場）の設置許可申請書を市長に提出しなければならない。		
	審査基準 設定年月日	令和6年3月27日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日

所管部署	環境経済部みどり環境課
備考	

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。